

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 32 号

(所 管) 学校管理部 学務課

件 名	堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	志願者や保護者の利便性の向上、学校事務の負担軽減を図るため、堺市立堺高等学校の入学者選抜における入学検定料及び入学金の徴収方法を改めることとし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 入学金の納付期限について、教育長が別に定める期日までとするもの (2) 入学者選抜の手続きを行う者の入学金及び入学検定料の徴収について、教育長が別に定める方法により行うものとするもの (3) 条項における用語の整理を行うもの 2 施行期日 公布の日から施行するもの
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

議案第 32 号

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の  
還付に関する規則の一部改正について

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の  
還付に関する規則の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 10 月 7 日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に  
関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「入学検定を受けようとする者」を「入学しようとする者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 入学を許可された者は、教育長が別に定める期日までに入学金を納付しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

4 入学者選抜の手続きを行う者の入学金及び入学検定料は、教育長が別に定める方法により徴収するものとする。

第13条第2項中「受けようとする」の次に「入学を許可された者、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市立学校授業料等の徴収、減免等及び幼稚園保育料の還付に関する規則（昭和40年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入学金等の納付)</p> <p>第2条 <u>入学検定を受けようとする者は</u>、入学願書を提出する際に入学検定料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 生徒は、入学の日以後7日以内に入学金を納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第4条 授業料等は、現金出納員（堺市会計規則（平成19年規則第43号）第6条第2項の規定により堺市立堺高等学校全日制課程及び同校定時制課程にそれぞれ設置された現金出納員をいう。次条において同じ。）において徴収するものとする。</p> <p>2 授業料は、授業料納入通知書兼領収証書（様式第1号）により徴収するものとする。ただし、生徒から申出があったときは、授業料を自動払込み（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行による自動払込みをいう。）の方法により徴収することができる。</p> <p>3 前項ただし書の申出は、入学の前日においても行うことができる。（追加）</p> <p>(授業料等及び保育料の還付)</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 授業料等又は保育料の還付を受けようとする生徒又は保護者は、授業料等還付申請書（様式第11号）又は保育料還付申請書（様式第12号）を教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(入学金等の納付)</p> <p>第2条 <u>入学しようとする者は</u>、入学願書を提出する際に入学検定料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 入学を許可された者は、教育長が別に定める期日までに入学金を納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第4条 授業料等は、現金出納員（堺市会計規則（平成19年規則第43号）第6条第2項の規定により堺市立堺高等学校全日制課程及び同校定時制課程にそれぞれ設置された現金出納員をいう。次条において同じ。）において徴収するものとする。</p> <p>2 授業料は、授業料納入通知書兼領収証書（様式第1号）により徴収するものとする。ただし、生徒から申出があったときは、授業料を自動払込み（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行による自動払込みをいう。）の方法により徴収することができる。</p> <p>3 前項ただし書の申出は、入学の前日においても行うことができる。</p> <p><u>4 入学者選抜の手続きを行う者の入学金及び入学検定料は、教育長が別に定める方法により徴収するものとする。</u></p> <p>(授業料等及び保育料の還付)</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 授業料等又は保育料の還付を受けようとする<u>入学を許可された者</u>、生徒又は保護者は、授業料等還付申請書（様式第11号）又は保育料還付申請書（様式第12号）を教育長に提出しなければならない。</p>